

安全の手引き

平成31年2月改訂
在ペルー日本国大使館

目次

はじめに

第1章 防犯の手引き

- 1 最近の当地犯罪発生状況
- 2 防犯のための具体的注意事項
- 3 交通事情と交通事故防止
- 4 外出の際の留意点
- 5 旅行の際の留意点
- 6 一般犯罪に遭ったときの対処
- 7 テロ・誘拐対策
- 8 緊急連絡先

第2章 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

- 1 平素の心構え・準備
- 2 緊急時の行動

緊急事態に備えてのチェックリスト

はじめに

ペルーにおいては、80年代から90年代にテロ活動を行っていたセンデロ・ルミノソ（SL）及びトゥパク・アマル革命運動（MRTA）が弱体化している一方で、SLの麻薬関連活動が活発になっている他、SL思想を引き継ぐMOVADef（恩赦と基本的人権のための運動）などの新たな政治グループが現れるとともに、テロの罪で服役していたSLメンバーが刑期を終え釈放される等、引き続き注視が必要です。また、一般犯罪件数は増加傾向にあり、社会争議も多く、いつ何時、争議が激化し、デモ行進や道路封鎖が行われるかは予想できません。一瞬の油断や過信から大きな事件に巻き込まれる可能性がありますので、起こり得る被害を未然に防ぐためにも、常日頃から「自分の身は自分で守る」という意識を持ち、各々の生活や行動パターンにあわせて対策を考えておく必要があります。

また、世界各地で内乱、テロ事件や大規模自然災害が発生しています。こういった緊急事態の発生の際には、各自が責任をもって自己の安全対策に万全を期すよう努力することも必要です。

本手引きは、ペルーに居住する在留邦人の皆様が安全に生活できるよう基礎的な情報をまとめたものです。皆様の安全確保の一助になれば幸いです。

在留届提出、たびレジ登録のお願い

在留届は、領事手続きの際に利用するだけでなく、大規模災害等の発生時に大使館からの緊急連絡、安否確認など緊急時の連絡を迅速に行うための基礎資料となります。

そのため、海外に3か月以上滞在する場合は、大使館・総領事館へ「在留届」を提出することが、旅券法で義務づけられています。

在留地からの帰国や転居等、ご提出いただいた在留届の内容に変更が生じた場合は、「変更届」を提出しなければなりません。

また、短期滞在や旅行の場合は「たびレジ」に登録することで安全のために役立つ緊急情報などを電子メールで受け取ることができます。

手続きはインターネットでもできます。詳しくは、当館ホームページの「領事情報」をご覧ください。当館領事部へお問い合わせください。

防犯の手引き

1 最近の当地犯罪発生状況

(1) 一般犯罪認知件数

犯罪種別		殺人	強盗・窃盗	強姦	詐欺
発生 件数	2015年	2, 116	177, 430	9, 196	4, 468
	2016年	2, 068	171, 649	9, 049	4, 672
	2017年	2, 434	171, 659	9, 789	5, 173

※出典：ペルー国家警察年次統計

なお、被害額850ソール以下のは窃盗罪に該当しないため、統計には含まれていません。また、上記件数はあくまで警察の認知件数のため、実際は統計以上の発生があると考えられます。

(2) 一般犯罪の傾向

リマ市・カヤオ市を中心に依然として強盗・窃盗などの財産犯が多発しています。信号待ちの車両を狙った「窓割り強盗」や、「路上強盗（ラケテオ）」、「ひったくり」、「レストラン強盗」等が多く発生しています。リマ市内サン・イシドロ区の日本企業のオフィスがある地区でも金品目的の発砲事件が発生しており、比較的安全とされている地域であっても油断することはできません。また、現金自動支払機（ATM）を使った犯罪や振り込め詐欺も発生していますので、十分ご注意ください。

以下は、ペルー国内で発生している主な犯罪です。

◆窃盗（スリ・置き引き・ひったくり・客室ねらい）

通行中に突然背後から襲われたり、声をかけてきた相手に気をとられている間に、その仲間が鞆を奪うケースです。特に、長距離バス内やレストランで荷物から目を離したすきに盗難にあう事件が多発しています。

最近では、2人乗りのバイクによるひったくりが急増しています。徒歩で移動する場合には、バック等の荷物は正面に抱えるように携行し、歩道上を通行してください。

◆強盗（マルカ・ラケテオ・コゴテオ）

銀行やATMで現金を引き出した人をマークして適当な場所で襲う「マルカ強盗」、通行人を無作為に襲う（「ラケテオ強盗」）、背後から首を締め上げ、その隙に携帯品を強奪する「コゴテオ強盗」のほか、深夜の長距離バスを狙った強盗やレストラン強盗も発生しています。

このほか、車を駐車しているうちに車両の部品を盗まれたり、信号待ちや渋滞で停車中

に車の窓ガラスを割られ、バック等貴重品を盗まれる窓割り強盗も発生しています。

◆誘拐

営利目的の誘拐が発生しています。この大半が「短時間誘拐」と呼ばれているもので、自動車強盗団が自動車を強奪する際に乗員を一時的に拘束するケースや、流しのタクシーを装って乗客を一時的に監禁した上、ATMを数か所回って現金を引き出させた後に解放するケースがあります。犯行は組織的に行われ、被害者が抵抗した場合には殺害するケースもあります。外国人観光客が狙われることもあるので、空港周辺や観光地への移動の際には十分注意が必要です。

◆現金自動支払機（ATM）を使った犯罪

ATMを利用する際に、巧妙な手口でカード情報や暗証番号を盗まれるケースです。主な手口は以下のとおりです。

【手口1】キャッシュカードを挿入することで解錠できる鍵付きドアのあるATMにおいて、カード挿入口にスキミング装置を取り付け、カード情報を盗み取る。

【手口2】ATM周辺に小型ビデオカメラを設置し、カード情報及び暗証番号を盗撮する。

【手口3】ATMの操作画面や暗証番号入力ボタンの上に、偽物のATMをはめ込み、同ATMを利用した者のカード情報及び入力した暗証番号を不正に読み取る。

【手口4】ATMのカード差し込み口にキャッシュカードが詰まるような細工を行い、利用者が困っているところに近づき、親切を装い「暗証番号を入力してみたらどうか？」などと話しかけ、利用者の暗証番号を盗み見る。その後、ATMからカードを引き抜くことができない利用者に「このカードはこのまま諦めて、新しいカードを発行してもらおうといい」と言い、利用者が立ち去るのを待って、キャッシュカードを盗む。

◆振り込め詐欺

身内を装って電話をかけ、電話に出た者をだまし、指定した銀行等の口座に現金を振り込ませる、使用人に対し、家主の同僚等を装って電話をかけ、金庫やパソコン、家電製品などを持ち出させるなど、手口が多様化しています。

2 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居選択時における留意点

○セレナスゴ（公共の警備員）が巡回警備を行っている安全なエリアを選択する。

○一戸建てよりアパート・マンションなどの共同住宅が望ましい。一戸建て住宅を選択する場合には、防犯設備を確認すると共に、必要に応じて追加の防犯処置を施す。

- アパート・マンションなど共同住宅は、防犯設備に加え、警備員やポルテロ（守衛）の常駐について確認するとともに、侵入盗被害防止の観点から3階以上（最上階は除く）を選ぶことを勧める。
- 玄関の扉にはピッキングや破壊に対する高い防犯機能を有する鍵を設置するほか、ドアスコープ、やチェーン錠を取り付け、扉を開ける前には必ず外部を確認すること。不意の来訪者に対しては対応しないことも防犯上重要である。
- 窓は常に施錠ができるよう良好な状態を保ち、窓に強力な飛散防止テープを張ることを勧める。
- 主寝室ドアには、鍵・ドアスコープを設けるほか、通信手段（携帯電話等）を確保しておく。
- 管理人や警備員とは良好な関係を保ちつつ、プライベートな情報は与えない。
- 防犯面・防災面から自家発電機や貯水タンク等が設置されている物件が望ましい。
- 共同住宅では、共用スペースの防犯設備（玄関施錠・駐車場の出入り・防犯カメラ等）について確認する。

（2）電話に関する留意点

- 個人の電話帳は厳重な管理を行う（電話機の側に置かない）。
- 知人の電話番号等を電話機に貼らない。
- 電話機（子機）を寝室にも設置する。
- 電話を受ける場合は、先に氏名を名乗らず、まず相手を確認する。
- 子供には電話を受けさせないようにする。その家に子供がいることを知らせることになり、誘拐を誘発することになる可能性がある
- 自宅の電話番号は信頼できる人以外には教えない。
- 間違い電話の場合、間違いであることだけを伝え、自分の氏名等は教えない。
- 嫌がらせ又は悪戯の電話は一方向的に切る。場合によっては電話番号を変更する。

（3）鍵の管理に関する留意点

- 予備鍵は最小限にし、全ての鍵の本数を把握する。また、定期的に本数を確認する。
- 家屋の入居時は全ての鍵を交換する。
- 予備鍵を作成する際は、信頼できる業者に依頼する。
- 携行する鍵や鍵束には所有者の個人情報及び鍵の種類が判明するような情報は一切つけない。（身分証と鍵は別々に携帯する）
- 鍵を他人（使用人等）に預けることは避ける。
- 使用人を変更した場合は、鍵を交換する。

（4）アラーム（警報装置）に関する留意点

○警備員やポルテロの常駐していない住宅では、警備会社に直結する警報装置を設置する。

○警報装置の取扱い方法を家族全員が理解しておくこと。

(5) 使用人に対する留意点

○採用前には面談を行い、身分証明書の確認、家族構成、経済状況の把握に努める。

採用後も常に動向に注意する（前任者等からの紹介であっても同様）。

○使用人には十分に安全教育を行う（電話及び訪問者への対応要領、子供への安全配慮等）。

○使用人に対して家族の仕事、外出先、帰宅時刻等行動を予想されるような話は極力しない。

○使用人の家族、知人を自宅内に入れないようにし、また家族不在時に使用人の判断で部外者を自宅内に入れさせないように教育する。

○夜間、使用人に起こされても不用意に寝室の扉を開けない。

○解雇する際は、使用人が逆恨みすることや、盗みを働く等の可能性があるため、解雇する時期、解雇を告げてから実際に辞めさせるまでの期間等は慎重に決定する。

○7月、12月のボーナス時期は強盗事件が増加する傾向にあることから、使用人にボーナスを渡す場合は、時期や帰宅時間等についても配慮する。

○運転手については、下記の点についてしっかりと指導する。

・デモや抗議活動の行われている場所には近づかない。

・通勤ルートは定めない。

・強盗への対処要領（急発進による現場離脱は危険なので試みない、降車を強要された場合、運転手は最後に降りるなど。）

3 交通事情と交通事故防止

(1) 道路交通事情

当地では、一部主要幹線道路を除いて殆どの道路が一方通行となっています。また、道路の舗装率は比較的高いですが、各所に陥没、ひび割れ等が発生しており、さらに車線区分の線が不鮮明で非常に運転しにくい道路環境です。

運転者のマナーは劣悪で、信号無視、逆行、合図なしでの車線変更、強引な割り込み、急発進、急停車、迷惑駐車等は日常的に発生しています。また、信号や道路標識の類は日本とほぼ同じですが、停電、故障、破損等により認識が難しいものが多々ありますので、注意を要します。

シートベルトの着用は、運転席、助手席だけではなく後部座席についても義務づけられており、着用していない場合は、運転手に対して罰金が科せられます。シートベルト

が壊れている車両もありますが、そのような車両に乗るのは止めた方がよいでしょう。

(2) 交通事故防止のための留意事項

ア 歩行時の留意点

- 歩行者を優先するという意識がないので、歩行の際は車両と対面する方向に歩行し、また青信号の横断歩道を渡っているときも常に車両の動きに注意する。
- 夜間は車両の速度が昼間より増し、信号無視や無灯火で走行する車両が多々いるため、道路横断時は特に周囲に気を配る。

イ 運転時の留意点

- 信号等で停止する際は車間距離を取り、不審者に注意する。
- 夜間は特に信号を守らない車が増えるため、たとえ進行方向の信号が青であっても、交差点を通過する際は左右に注意する。
- 交通量の多い通り、または街灯が多く明るい通りを走行する。
- バックミラーやドアミラーを頻繁に確認し、尾行などの不審車両に注意する。尾行されていると判断した場合は、警察署または警察官が常駐している場所に避難する（停車することは危険）。
- 走行時、窓は全て閉め、扉は全てロックし、荷物は座席等の外部から見えないところに置かない。
- 駐車場は監視員のいる場所を利用し、路上駐車は極力避ける。また駐車時も座席に荷物を放置せず、トランク内に移動させる。
- 乗車する前には、自車に接近する手前から車両の付近に不審者がいないか確認し、車両に近づいた後に再度周囲を見渡して接近してくる人物に注意する。また、車内の異常の有無も確認する。
- 車両には盗難防止用アラームを取り付け、たとえ短時間の停車でもアラームを作動させる。
- ヒッチハイカーは、男女を問わず絶対に乗せない。
- 非常時に備え、燃料は常時半分以上確保しておく。

(3) 交通事故の際の留意点

その場の示談ですむ場合もありますが、自身が被害者、加害者のいずれであっても、警察や保険会社に連絡して現場を保存するとともに指示を仰ぐと良いでしょう。保険請求時には、警察の証明書が必要となります。また、相互に運転免許証、身分証明書、保険証、車両の所有者を示す証明書、車のナンバーを確認することが大切です。

また、事故当事者同士の話し合いでは、後の賠償交渉等で不利になるだけですので、保険会社や同僚等に応援を求めるのも良いでしょう。たとえ自分に責任がある場合でも、安易に謝らないことが大切です。なお、相手が逃げようとする場合に追いかけると暴力をふ

るわれる場合もあるので、対応は保険会社等に頼むほうが無難です。

事故処理に気をとられ、バッグ等の貴重品を車中に放置して車両から離れた隙に、盗難に遭うことがありますので、持ち物への注意も怠らないようにしてください。

(4) 駐車違反・速度違反等交通違反で取締りを受けたとき

交通違反で警察に捕まった場合、日本と同様に交通違反切符を渡されます。違反切符の指示どおりに罰金を支払えば手続きは完了します。交通違反の形態によっては、車両及び運転免許証を警察に没収されることもあります。支払い証明書をその警察署に持参すれば車両及び運転免許証は返還されます。

4 外出の際の留意点

- 外国人登録証は、当国の法律により携帯が義務づけられているため（携行していない場合は罰金が科せられる）、自宅を出る際には必ず携帯する。
- 通勤・通学・買い物等は、時間帯・経路を不定期に変更する。
- 自宅周辺または勤務先付近に停車している不審車両には注意する。
- 日没後は、徒歩による単独外出は避ける。
- 高価な品物は身に付けない。
- 多額の現金は持ち歩かず、財布への現金の出し入れ時には人目に付かないよう注意する。
- 常に周囲の状況や人の動きに気を配り、「狙いやすい」と判断されないよう注意する。
- 見知らぬ人から不意に話しかけられても、相手にせず取り合わない。
- 最新の治安情報を入手し、治安が良くないとされる地域への立ち入りは避ける。
- タクシーを利用する場合には、信頼できるタクシー会社やラジオタクシーを利用する。タクシーを手配できるスマートフォンアプリを活用するなど、流しのタクシーは利用しない。
- 車での移動の際は、バック等の手荷物を膝上や空いた席上には置かず、足下やシート下、トランク等、外から見えない場所に置く。

5 旅行の際の留意点

- 外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>) の渡航情報を確認し、最新情報を入手する。
- 外務省海外旅行登録「たびレジ」 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>) に登録して、旅行先の最新の渡航情報や、緊急事態発生時の大使館等からの連絡メールを受け取れるよう準備する。

- 地方への旅行は極力空路を利用する。車両による首都圏外の遠隔地への移動は日中に限定し、日暮れ前には目的地に到着（帰路も同様）できるよう計画する。可能であれば複数車両で行動することを勧める。
- 長距離バスは信頼できるバス会社を選び、夜行バスはなるべく使用しない。
- 旅行を計画する場合には安全面を優先させ、治安情報等の必要な情報を入手する。治安状況によっては旅行の中止を検討する。
- ホテル内や長距離バス内での置き引きや盗難被害が多発しているため、貴重品の管理に細心の注意を払う。
- 旅行日程を同僚等信頼できる人に知らせておく。

6 一般犯罪に遭ったときの処置

(1) 現金・貴重品を盗まれたとき

盗まれた物が戻ってくることは殆どありませんが、泣き寝入りせず警察に届け出ることが重要です（これを放置すると日本人のみを常に狙う犯罪者が増える可能性があります）。届出は、事件発生地を管轄する警察署あるいは観光警察（Policía de Turismo）で行います。調書作成後、ナシオン銀行（Banco de la Nación）又は、指定された場所で所定の様式（ESPECIE VALORADA）を購入し、必要事項を記入の上、届け出た警察署に提出すれば盗難証明書が発行されます。この証明書は、貴重品等に保険がかかっている場合、保険会社に対して所定の手続きを行う際に必要となります。車両や部品が盗難に遭った場合も同様です。

また、大使館領事部にも別途被害届（<http://www.pe.emb-japan.go.jp/jp/higai.htm>）の提出をお願いいたします。

なお、被害品を探して盗難品等が売られている闇市場等に行くことは大変危険ですのでお止めください。

(2) 身分証明書を盗まれたとき

警察に盗難届を提出するのは勿論ですが、盗まれた身分証明書の悪用を防止するため、身分証明書の発行元に連絡して登録番号の無効処置を行う必要があります。その上で新しく身分証明書を発行してもらうことになります。

(3) 旅券を盗難、紛失、焼失又は汚（破）損したとき

速やかに大使館領事部に次の書類等を提出し、該当旅券の失効手続きを行い、新たに旅券発給申請を行ってください。

<紛失・盗難にあった際の届出に必要な書類及び新規発給申請に必要な書類>

- 警察発行の証明書（上記6（1）を参照）

- 写真2枚（縦45mm×35mm、6か月以内に撮影されたもので無帽、無背景）
- 身分を証明できるもの（日本の運転免許証、外国人登録証、該当旅券の写し等）
- 戸籍謄（抄）本1通（6か月以内に発行されたもの）

また、新たな旅券の取得後は、入国管理局において入国スタンプの転記手続きを行う必要があります。詳しくは大使館にてご案内しています。

（4）クレジットカード及びトラベラーズ・チェックを紛失又は盗まれたとき

カード会社に盗まれた旨を伝え、無効手続きを早急に行ってもらうことが重要です。その為、カード会社名、会社の電話番号、クレジットカード及びトラベラーズ・チェックの発給番号と有効期間等の情報を控えておくとう便利です。

（5）強盗・恐喝に遭ったとき

人命第一に行動することが大事です。武器を所持している相手に抵抗したり、相手の神経を逆撫でするような行為、あるいは不用意に懐やポケットに手を入れる行為等（拳銃等の武器を取り出そうとしていると誤解される恐れがある）は絶対に避けてください。人に後を付けられていたり見張られている等といった異様な雰囲気気がついたら、毅然とした態度をとり、近くの店に入るか、その場を立ち去りましょう。

（6）空き巣に遭ったとき

扉や窓がこじ開けられているのを発見したときは、犯人が建物の中にいる可能性があるため、決して入らないでください。まずは、警察に通報し、警察官や警備員を伴って中へ入ってください。中へ入ったら、現場を保存しつつ、何が盗まれたか記録（メーカー、色、型番等）し、被害届を出してください。なお、被害にあった原因を確認し、必ずその防犯対策を講じて被害の再発防止に努めてください。

（7）近くで銃声を聞いたとき

流れ弾を避けて一旦低い姿勢をとり、周囲の状況に応じてなるべく現場から離れるようにしてください。

7 テロ・誘拐対策

誘拐は、実行前に犯人グループによる綿密な調査活動が行われることが多く、出退勤時の勤務先付近又は自宅付近での犯行が最も多く発生しています。通勤ルートを複数用意しておくとともに、毎日の出発・到着時間をずらすことにより、誘拐のリスクを低下させることが可能とされています。

万が一の誘拐事件に備え、必要なデータ（氏名、住所、旅券番号、身分証明書番号、身体

的特徴、自動車番号、趣味や所属クラブ、医療記録、家族相互のキーワード等）を自宅や勤め先に資料として保管（必要な時にいつでも取り出せる体制）しておく必要があります。これらのデータは、交渉者が誘拐された本人と断定する際に必要となります。

また、普段から出勤直後又は帰宅直前に自宅へ電話連絡を行う習慣があれば、万一誘拐事件が発生した場合、これを早期に察知することができます。

不幸にも誘拐事件が発生したら、直ちに大使館へ通報してください。事件解決に最大限の協力をします。

8 緊急連絡先（リマ市内）

<在ペルー日本国大使館（Embajada del Japón en el Perú）>

住所：Av. Javier Prado Oeste No. 757 Piso 16, Magdalena del Mar, Lima, Perú

Tel：+51-1-219-9500（代表）/+51-1-219-9551（領事部）

（開館時間：8：30～12：30，13：45～17：30）

※上記時間外及び閉館時に在留邦人、旅行者が関係する事件・事故などが発生した場合は、大使館代表電話（+51-1-219-9500）へおかけいただき、音声ガイダンスに従って「7」番を押していただければ、転送サービスのオペレーターにつながります。

<警察>

緊急時（犯罪に巻き込まれたとき）

Tel：105（日本の110番に当たる）

リマ市内観光警察署（Policía de Turismo）

リマ区（旧市街） Av. España 400, Lima（Lima-Norte）

Tel：423-3500

バランコ区 Av. San Martín 250, Barranco（Lima-Sur）

Tel：247-5153，249-9416

カヤオ区 Av. Miguel Grau Cdra. 10 S/N, La Punta, Callao

Tel：96459-6517

リマ市内警察署（Comisaría）

ミラフローレス区 Calle General Vidal 230, Miraflores

（ミラフローレス署）

Tel：446-3018

サン・イシドロ区 Av. Ejército 2075, San Isidro

（オランティア署） Tel：264-1932

サン・イシドロ区 Calle Antequera 116, San Isidro

（サン・イシドロ署）

Tel：441-0222

クスコ市観光警察署（Policía de Turismo）

住所 : Plaza Túpac Amaru S/N, Wanchaq, Cusco Tel : 0 8 4 - 2 3 - 5 1 2 3
クスコ市警察署 (Comisaría)

住所 : Calle Saphy N-510, Cusco
Tel : 0 8 4 - 2 5 - 7 3 5 9

<公共の警備員 (セレナスゴ : Serenazgo) >

Barranco	719-2055, 719-2219	Miraflores	313-3773
Jesus María	634-0100	San Borja	631-1000
La Molina	313-4495, 313-4455	San Isidro	319-0450
Lince	619-1802	Surco	411-5555
Surquillo	448-1680, 714-1211, *7000		

<消防・救急車>

リマ市及びカヤオ憲法特別市を対象エリアとして救急車を呼ぶことができます。また、年間契約者へ有料で救急サービスを行う会社もあります。

救急車 : 1 0 6 (日本の 1 1 9 番に当たる),

消防 : 1 1 6

※リマ市外では緊急電話の番号が上記と異なりますので、リマ市外に旅行する際には、目的地での必要な電話番号をあらかじめ確認しておいてください。

<入国管理・帰化局 : Migraciones>

住所 : Av. España 734, Breña, Lima
TEL : 2 0 0 - 1 0 0 0

<主な医療機関>

クリニカ・アングロ・アメリカーナ (Clinica Anglo Americana)

住所 : Av. Alfredo Salazar 350, San Isidro, Lima

Tel : 6 1 6 - 8 9 0 0 / 救急 : 6 1 6 - 8 9 0 2

外来診療時間 : 月～金曜 0 9 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 , 1 5 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

参考 : 救急外来は 2 4 時間体制。費用は割高である。

日秘診療所 (Policlinico Peruano Japonés)

住所 : Av. Gregorio Escobedo 783, Jesus Maria, Lima

Tel : 2 0 4 - 2 1 0 0

外来診療時間 : 7 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0 (土曜のみ 1 8 : 0 0 まで)

参考 : 入院施設は無い。時間外診療は受け付けていない。

日本人ペルー移住百周年記念病院 (Clinica Centenario Peruano Japonesa)

住所 : Av. Paso de Los Andes 675, Pueblo Libre, Lima

TEL : 208-8000

参考 : 救急外来は24時間体制。

※その他医療情報については、在ペルー日本国大使館領事部に問い合わせください。

<緊急時の言葉 (スペイン語) >

泥棒 : ラドロ (ladrón), ラテロ (ratero)

助けて : アウシリオ (auxilio), ソコーロ (socorro), アユデメ (ayúdeme)

警察 : ポリシア (policía)

日本国大使館 : エンバハーダ デル ハポン (Embajada del Japón)

ここはどこですか : ドンデ エストイ? (¿Dónde estoy?)

警察署はどこにありますか : ドンデ エスタ ラ コミサリア? (¿Dónde está la comisaría?)

盗難証明書を作ってください : ネセシート ウン セルティフィカード デ デヌンシア ポ
リシアル. (Necesito un Certificado de Denuncia Policial.)

日本大使館はどこにありますか : ドンデ エスタ ラ エンバハーダ デル ハポン?

(¿Dónde está la embajada del Japón?)

病院はどこにありますか : ドンデ エスタ エル オスピタル? (¿Dónde está el hospital?)

強盗に襲われました : メ ロバロン. (Me robaron.)

救急車を呼んでください : ポル ファボール, プエデ ジャマール ウナ アンブランシア?

(Por favor, puede llamar una ambulancia?)

電話を貸してください : プレステメ エル テレフォノ ポル ファボール. (Présteme el teléfono, por favor.)

在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1 平素の心構え・準備

(1) 連絡体制の整備

ア 当地に3か月以上お住まいの方は在留届（記載事項変更届及び帰国届）の提出をお願いします。在留届が提出されていないと、緊急時に当館より連絡が出来ません。また連絡先を変更された場合は、その都度変更手続きを必ず行ってください。

イ 緊急事態はいつ起こるとも限りません。予めそのような場合の家族間、企業内での緊急連絡方法について決めておいてください。また、お互いに所在を明確にするようにしてください。

【参考】災害時の無料伝言ダイヤル・サービス

ペルー運輸通信省では、災害時に自身が無事であることを家族や友人に伝えるための無料伝言ダイヤル・サービスを電話番号「119」で提供しています。

○メッセージを残す場合：電話番号「119」をダイヤルし、「1」を押して、自分の電話番号（携帯電話番号もしくは固定電話の場合は市外局番＋固定電話の番号）を登録した上でメッセージを残します。

○メッセージを聞く場合：電話番号「119」をダイヤルし、「2」を押して、メッセージを聞きたい相手の電話番号を押し（固定電話の番号の場合は、市外局番＋固定電話の番号）、メッセージを聞きます。

詳細は下記ペルー運輸通信省ホームページをご覧ください。

<http://portal.mtc.gob.pe/alerta/mensajeridevoz.html>

ウ 緊急事態発生の際の連絡等については、当館から直接各在留邦人の皆様へ連絡します。ただし、電話回線等が使用できない場合、外務省では、NHK ワールド・ラジオ日本を通じて短波放送で情報提供等を行うことがありますので、短波放送が受信可能なラジオを備えておくことをお勧めします。なお、同ラジオの南米での周波数は、13720kHz（平成29年12月現在）ですが、周波数は年2回、春と秋に変更されますので、最新の情報は <https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/>にてご確認ください。

(2) 一時避難場所及び緊急時避難先

ア 一時避難場所及び連絡方法の検討

大規模自然災害又は内乱等による戦闘、騒乱に巻き込まれないように、常に周囲の状況に注意を払い、正確な情報を収集するよう心がけてください。

こうした事態が外出中に発生した場合の一時的な避難場所を常日頃から頭に入れておくことが重要です。

イ 緊急時避難先

当館が指定する緊急避難先は以下のとおりですので、同避難先の位置を確認し、そこに至るルートを決つか検討しておいてください。また、同避難先への避難が困難な場合は、各地区で避難場所を定めている場合がありますので、予め各自で確認を行ってください。

- ① ペルー日本国大使館 Av. Javier Prado Oeste No. 757 Piso 16, Magdalena del Mar, Lima, Perú
Tel: +51-1-219-9500 Fax: +51-1-463-0302
- ② 日本国大使公邸 Av. Javier Prado Oeste 2220, San Isidro, Lima
- ③ リマ日本人学校 Calle Las Clivias (Antes Calle "A") No. 276, Urb. Pampas de Santa Teresa, Surco, Lima
Tel: +51-1-345-2385, 1346 Fax: +51-1-345-1344

(3) 緊急事態における携行品等、非常用物資の準備

ア 旅券、現金、非常用食料等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめて保管しておいてください。

イ 緊急時には、空港閉鎖や道路寸断等のため、一定期間自宅で待機せざるを得ないこともありますので、非常用食料、医薬品等を必ず準備しておいてください。

ウ 本手引き最終頁に「緊急事態に備えてのチェックリスト」を掲載していますので、御利用ください。

2 緊急時の行動

(1) 心構え

緊急事態が発生、または発生する恐れのある場合に、当館は邦人保護に万全を期すため、所要の情報収集、情勢判断及び対策の策定を行い随時通報いたします。平静を保ち、デマ等流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれることのないよう注意してください。

(2) 状況の把握・報告

緊急事態発生の際には、各自で現地の報道、衛星放送、テレビ等の視聴による情報収集を心掛けてください。

(3) 大使館への通報等

ア 情報の共有

現場の状況で、通報する必要があると思われるものは、随時、大使館に通報してく

ださい。他の在留邦人の方への貴重な情報となります。

イ 被害の報告

自分や自分の家族又は他の邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶ、その恐れがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を大使館に報告してください。

ウ 相互の協力

緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たることも必要になります。大使館から在留邦人の皆様に種々の助力をお願いすることもありますので、よろしくお願いします。

(4) 国外への退避

ア 事態が悪化し、各自または派遣先の会社等の判断により、あるいは大使館の勧告により帰国又は第三国へ退避する場合、その旨を大使館へ通報してください（大使館への連絡が困難である場合は、日本の外務省海外邦人安全課《TEL：〈代表〉03-3580-3311》へ通報してください。）。

イ 大使館が「退避勧告」を発出した場合、一般商業便が運航している間には、同便を利用し可能な限り早急に国外へ退避してください。一般商業便の運航がなくなった場合、あるいは満席で搭乗できない場合等には、臨時便の利用や、状況によっては、陸路、海上ルートを利用して退避することもあり得ますので、大使館からの情報に注意してください。

ウ 事態が切迫し、大使館が退避または避難のための集合を指示した場合には、連絡のあった緊急避難先に集結してください。その際、しばらくの間、同避難先で待機する必要があることも想定されますので、できる限り非常用物資を持参してください。また、緊急時には自分及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にして、身軽に行動できるようにすることが肝要です。

エ 国外への退避の際、旅券の有効期限が切れていると、スムーズな退避ができない可能性がありますので、平素から旅券の有効期限にご注意ください。なお、残存期間は6か月以上あることが望ましいです。

緊急事態に備えてのチェックリスト

1 旅券，外国人登録証

6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください（6か月以下の場合には，当館に切り替え発給の申請を行ってください。）。旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れ無く記載しておいてください。また，下段に血液型を記入しておくことをお勧めします。

外国人登録証，滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいてください。ペルー出国の際には，常に有効期限を確保したものにしておくことが必要です。

2 現金，貯金通帳等の有価証券及びクレジット・カード

現金は家族全員が約10日間生活できる程度の最低限の外貨及び当座の必要のため現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします。

3 自動車の整備等

- (1) 常時整備しておくよう心掛けてください。
- (2) 燃料は常時十分入れておくようにしてください。
- (3) 車内には，常時，懐中電灯，地図等を備えてください。
- (4) 自動車を持っていない方は，近くに住む自動車を持っている方と平素から連絡をと
り，必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

4 常備品・携行品の準備

- (1) 衣類（長袖，長ズボンが適当。動きやすく，目立たないもの。麻，綿等吸湿性，耐暑性に富む素材が望ましい。）
- (2) 履物（履き慣れた靴で靴底の厚い丈夫なもの）
- (3) 洗面用具（タオル，歯磨きセット，石鹸等）
- (4) 非常用食料等（米，調味料，缶詰類，インスタント食品，粉ミルク等の保存食及びミネラル・ウォーター等を最低10日程度生活できる量）
- (5) 医薬品等（家庭用常備薬，常用薬，外傷薬，消毒用石鹸，衛生綿，包帯，絆創膏）
- (6) ラジオ（NHKワールド・ラジオ日本，BBC，VOA等の短波放送が受信できる電池仕様のもの）
- (7) その他（懐中電灯，ライター，ろうそく，固形燃料，ナイフ，缶切り（栓抜き），使い捨て食器類，割り箸，簡単な炊事用具，ヘルメット，眼鏡，マスク，食品用ラップ，軍手，ゴミ袋，予備電池）